



県章

滋賀県公報

令和7年（2025年）
1月17日
第580号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

地方自治法に基づく指定管理者の指定（県民活動生活課）	1
保安林予定森林の通知（森林保全課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出（障害福祉課）	2

○ 公 告

滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告（労働雇用政策課）	2
公共測量実施公告（監理課）	2
浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告（流域政策局）	3
落札者決定の公告（DX推進課）	3

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告（東近江）	3
土地改良区役員退任公告（大津・南部）	4

告 示

滋賀県告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和7年1月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立県民交流センター
- 2 指定管理者 東京都千代田区三番町2番地 株式会社コンベンションリンケージ
- 3 指定の日 令和7年1月8日
- 4 指定の期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

滋賀県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年1月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 大津市南小松字烏帽子山1638から1640まで、1642から1644まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年1月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 米原市伊吹字初鹿野1531－1、1532－1、1532－2、1532－9から1532－12まで、1532－111、1532－112
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年1月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
西の湖自立の家	近江八幡市安土町下豊浦5013番地7	特定非営利活動法人とまり木	近江八幡市安土町下豊浦5013番地7	短期入所	2510400274	令和6.12.31
みょうが	東近江市八日市本町6－16	社会福祉法人美輪湖の家	東近江市百済寺本町1543－1	生活介護	2510500420	令和6.12.31

公 告

滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定に基づき、令和7年1月1日付けで滋賀県労働委員会委員を次のとおり任命した。

令和7年1月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

公益委員 川原 康司
労働者委員 松本 有子

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年1月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 大津市坂本七丁目

3 作業の期間 令和 6 年12月 9 日から令和 7 年 3 月31日まで

浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告

滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）第13条第 1 項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第 3 項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和 7 年 1 月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域

- (1) 区域の所在地 甲賀市水口町三本柳
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり

3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間

- (1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所および甲賀市建設部建設事業課に備え置いて縦覧に供する。
- (2) 縦覧の期間 令和 7 年 1 月17日から令和 7 年 1 月30日まで（土曜日および日曜日を除く。）

4 意見書の提出の方法等

- (1) 意見書の提出方法 持参、郵送、F A Xまたは電子メールとする。
- (2) 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
- (3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名（法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）ならびに意見の内容
- (4) 意見書の提出期限および提出先

ア 提出期限 縦覧期間満了の日

イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 F A X 077－528－4904 電子メール ryuiki@pref.shiga.lg.jp

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所および甲賀市建設部建設事業課に備え置いて縦覧に供する。）

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和 7 年 1 月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 第五次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務 一式

2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総合企画部D X推進課 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077－528－3383

3 落札者を決定した日 令和 6 年12月17日（火）

4 落札者の氏名および住所 西日本電信電話株式会社 滋賀支店 支店長 若林宣公 大津市浜大津一丁目 1 番26 号

5 落札金額 1,281,588,000円（消費税および地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和 6 年11月12日（火）

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、能登川土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月17日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今 井 清 之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	川南彰	東近江市川南町863番地
理事	山本忠志	同 市能登川町800番地
理事	五十子崇志	同 市栗見新田町526番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	村林清茂	東近江市川南町758番地

土地改良区役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、野洲川下流土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和7年1月17日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶野正徳

理事および監事の別	氏名	住所
理事	山崎茂	野洲市市三宅1905番地